

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

議題に入る前ではありますが、１１月２８日に正副委員長会議が開催され、委員会における政策形成及び委員間討議の積極的な取組について、本日配信している資料（正副委員長会議確認事項）のとおり確認されましたので、御一読の上、御承知おきます。なお、本常任委員会として市政の課題をよりよい方向へつなげていく方法は様々あると考えることから、その取扱いについては、皆様と協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、副委員長の互選についてを議題といたします。

皆様御承知のとおりであります。本委員会副委員長であったのむらパターソン議員につきまして、令和６年１０月２７日執行の衆議院議員総選挙に立候補したため、公職選挙法第９０条の規定により、令和６年１０月１５日付で、市議会議員の職を自動失職となり、現在、副委員長が欠けた状態でありますので、委員会条例第７条第２項の規定により、直ちに後任の副委員長の互選について、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、議事運営の都合上、委員長の指名推選により選任したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○菅原委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、副委員長には高木委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしましたとおり選任することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○菅原委員長 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の副委員長には、高木委員を選任することと決定いたしました。

それではここで、副委員長から御挨拶いただくことといたします。

○高木副委員長 皆さんおはようございます。何か首班指名を受けたような気持ちですが、今、菅原委員長から御指名をいただきまして、皆さんに御確認いただきました。１年間、１年ないですね、頑張っていきたいと思います。

この１年本当に私にとって非常に変化の多い１年でありまして、今年の１２月にまたこういった役割を受けるということでは、非常にこの１年はいろんなことがあったなというふうに思っています。いずれにしてもあと半年でありますし、予算の分科会も役割は終わっているようなので、取りあえず、この半年、委員長を支えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○菅原委員長 それでは次に、２、令和６年第４回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第１号、議案第３号、議案第８号、議案第９号、議案第１２号、報告第２号及び報告第４号

の以上7件につきまして、理事者から説明願います。

○林農政部長 議案第1号、令和6年度一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書11ページを御覧ください。6款1項3目農産園芸振興費の農産物等流通拡大支援費210万円でございます。今年度から実施している、社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業において、本市を含めた全国の子ども食堂や一人親世帯などに配布する旭川産米の量を積み増すため、米の購入や配送に係る追加分の費用として計上するものです。財源としては、全額、企業版ふるさと納税などによる寄附金を活用いたします。

次に、水稻収穫作業体制整備費560万円でございます。本事業は、水稻の収穫作業時間の短縮と作業の効率化を図り、近隣における収穫作業の請負体制を構築することを目的に、高性能なコンバインを導入するための費用の一部を補助するものであります。

続いて、玄米施設改修整備費2千420万円でございます。本事業は、近年の気候変動などによる米の被害粒に対応し、米の品質の向上及び不良品排出割合の低減を進めることで、生産者所得を確保することを目的に高性能な色彩選別機を整備するための費用の一部を補助するものであります。これら2事業の財源につきましては、全額、北海道の地域づくり総合交付金を充当いたします。

以上、よろしくお願いします。

○岡田建築部長 令和6年第4回定例会提出議案のうち、建築部所管分について御説明いたします。

初めに、議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算についてでございます。

補正予算書2ページ、第2表、債務負担行為補正（追加分）を御覧ください。上から3番目、市営住宅管理業務委託料につきましては、市営住宅の管理業務について、限度額を5億4千653万9千円とし、令和7年4月1日を履行開始とする3年間の複数年契約を今年度のうちに行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案第8号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。令和7年4月1日に施行される、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、建築確認審査及び省エネ基準への適合性判定が必要な建築物の範囲が拡大されることから、それらの審査の申請手数料に係る規定を整備するとともに、建築物エネルギー消費性能基準適合認定制度の廃止に伴いまして、その手数料を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第9号、旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。令和7年4月1日に施行される、建築基準法施行令の一部改正により、木造建築物における柱の小径及び壁量の算定基準が見直されることに伴いまして、積雪量の多い本市の地域性を考慮し、必要な規定を整備するものであります。

最後に、報告第4号、専決処分の報告についてでございます。本件は、報告議案に記載されている、市営住宅の家賃を滞納し死亡した名義人の連帯保証人の相続人を相手方とし、連帯保証債務として滞納家賃の支払いを請求する訴えを提起することにつきまして、本年11月15日に専決処分をさせていただいたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

建築部所管の議案等については、以上でございます。

○三宮経済部長 議案第3号、令和6年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきまして、御説

明申し上げます。

補正予算書４ページを御覧ください。債務負担行為についてでございます。今後の施設整備に支障があるため、動物園内の給水管の一部につきまして、切替え工事を行おうとするものでございます。来年４月の閉園期間中に工事を行う予定のため、本年度中に契約を締結する必要がありますことから、期間を令和７年度、限度額を１千９００万円とする債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。財源は全額、旭山動物園施設整備基金繰入金を充当いたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○富岡土木部長 議案第１２号、和解につきまして、提案理由を御説明いたします。まず、お手元の事故報告書を御覧いただきたいと思います。本案につきましては、令和５年１２月９日、市内神楽岡７条７丁目におきまして、市道を走行していた相手方車両が路面の陥没箇所を通過した際に、車両の一部を破損する事故が発生したことに伴い、本年３月１８日付で本市に対して車両の修理費用等として４万８千８８０円の損害賠償請求の提起があったものでございます。その後、４回の口頭弁論等が行われ、旭川簡易裁判所から和解案の提示があり、本市が和解金として３万９千９９６円を原告に支払うことについて、原告、本市との間において合意が得られましたことから、令和７年１月１０日に行われます次回弁論準備手続におきまして、当該和解を成立させるため、議会の議決を得ようとするものでございます。

続きまして、報告第２号、専決処分報告につきまして御説明をいたします。これにつきましても、お手元の事故報告書を御覧いただきたいと思います。本案につきましては本年８月１０日、市内豊岡３条３丁目におきまして、市道を走行していた相手方車両が路面の陥没箇所を通過した際に、車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を５万５千７０円と定め、１０月１５日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は４０％となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、３、報告事項についてを議題といたします。

まず、（仮称）旭川市工場立地法準則条例（素案）に係る意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○三宮経済部長 本日、配付させていただいております資料、（仮称）旭川市工場立地法準則条例（素案）についてを御覧ください。

１の条例制定の目的でございますが、企業が敷地を有効活用し、事業活動しやすい環境の整備を進め、設備投資の促進と生産性の向上、さらには、新規の立地を促すことを目的といたしまして、緑地面積率等、工場立地法に規定する工場敷地内の土地利用の制限を緩和しようとするものでございます。

その緩和の内容ですが、２の条例（素案）の概要でお示ししておりますとおり、法に基づく国の準則では、第一種から第四種区域まで一律に、環境施設面積率は２５％以上、うち緑地面積率は２０％以上とされておりますが、住居・商業地域であります第一種区域を除きまして、それぞれ、国

が許容する範囲まで基準を緩和しようとするものでございます。

この緩和の対象となる特定工場は、3に記載しておりますとおり、本年11月末現在で、第二種から第四種区域に計41の特定工場が稼働しております。

また、4に、緩和に伴う影響について記載しておりますが、現在、41ある特定工場は、旭川市内の全事業所数の約0.3%となりまして、また、敷地面積におきましても、旭川市全体の面積の約0.3%となるなど、極めて限定的であると考えております。

5には、工場立地法の概要を掲載しております。昭和49年に施行されたものでありますけれども、現在では自治体の条例により基準が緩和できることから、このたび、本市においても条例制定を検討しておりまして、令和6年12月15日から令和7年1月22日の期間で意見提出手続を予定しているところでございます。

以上、御報告申し上げます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市における宿泊税制度の考え方についての報告及び旭川市宿泊税条例（案）骨子に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 旭川市における宿泊税制度の考え方についての報告及び旭川市宿泊税条例（案）骨子に対する意見提出手続の実施について、御報告申し上げます。

初めに、旭川市における宿泊税制度の考え方（案）に対する意見等の募集結果につきまして、御報告申し上げます。新たな観光財源の確保策として検討を進めてきた旭川市宿泊税制度の考え方について、9月20日から10月21日まで意見提出手続を実施し、2件の意見が寄せられました。意見の内容につきましては、本日、御配付させていただいております資料の1ページのとおりでございます。いただいた御意見と市の考え方につきましては、意見提出者へ回答するとともに、ホームページや市政情報コーナーなどの資料配布場所において公表しているところです。

この意見提出手続の結果や本市への来訪者や市内の宿泊事業者等からの意見を踏まえ、旭川市宿泊税制度の考え方につきまして、資料の2ページから12ページのとおり取りまとめたところであります。

宿泊税制度の概要につきましては、資料の5ページを御覧ください。新たな観光財源を確保、活用することで来訪者を増加させ、将来にわたって本市経済の活性化を図るために、地方税法の規定に基づく法定外目的税として宿泊税制度を設けるもので、課税の対象といたしましては、市内の宿泊施設への宿泊行為とし、税率は1人1泊200円とするものでございます。また、修学旅行等の学校行事及び満3歳以上の幼児が参加する教育・保育行事による宿泊に対しては、課税を免除することとしております。徴収方法は、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収とし、制度の見直しについては5年ごとに行うこと、ただし、見直しが必要と認められる場合は、それよりも短い期間で行うことができるよう規定しようとするものでございます。

本市における宿泊税の使途につきましては、資料の8ページを御覧ください。宿泊税による財源は、滞在型観光への転換や閑散期対策などの本市への宿泊者を増やすこと、宿泊者へ還元すること

を目的とした、新規または拡充して実施する取組に活用することとしております。具体的な使途の検討に当たっては、特別徴収義務者である宿泊関連事業者などの関係事業者とも協議し、事業内容については、議会にお諮りした上での実施とはなりますが、例といたしまして、来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり、誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり、持続可能な観光地づくりなどといった取組に活用したいと考えているところであります。

特別徴収義務者となる宿泊事業者の負担については、資料１２ページを御覧ください。資料にございますように、既に宿泊税を導入している自治体で行われている交付金制度を参考に、事務的負担の軽減を図るほか、管理システムの新規導入や改修などの制度導入に伴う費用に対する支援について、検討を行ってまいります。

宿泊税の導入に当たりましては、税を賦課徴収するために必要となる事項を規定する必要がありますことから、税務部に対し、この制度の考え方にに基づき旭川市宿泊税条例（案）の作成について依頼をしてまいりました。税務部が作成した条例（案）骨子につきましては、資料１３ページから２８ページのとおりとなっております。こちらにつきましては、１１月２０日から１２月２３日までの間、意見提出手続を実施し、市民の皆様から意見の聴取を行っているところでございます。

今後は、寄せられた意見を踏まえて策定された条例案を令和７年第１回定例会に提案する予定としております。また、条例案の議決をいただいた後には、総務省との協議に入るとともに、宿泊事業者や来訪者の皆様への周知を行い、令和８年４月からの宿泊税の導入を目指しているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

○石川厚子委員 ただいま、旭川市における宿泊税制度の考え方についての報告及び旭川市宿泊税条例（案）骨子に対する意見提出手続の実施について報告がありましたので、何点かお尋ねさせていただきます。

そもそも、宿泊税を導入しようとする目的を述べていただきたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果も高いことから、地域経済の活性化を図るためにも、観光振興を進めていくことは重要であります。厳しい財政状況の中で本市の観光における課題を解決し、観光振興を図るための事業を拡充するには財源が不足している状況でございます。

このことから、本市の附属機関である旭川市中小企業審議会に新たな観光財源の確保について諮問を行ったところ、法定外目的税である宿泊税により財源を確保するのがおおむね妥当であるとの答申を受けたことを踏まえ、宿泊税の導入について検討を進めてきたものでございます。

○石川厚子委員 宿泊税の目的は、観光振興を図るための事業を拡充するといったことだと思うんですけれども、この間、市内の宿泊事業者向け説明会及びアンケートを実施してきたと思うんですけれども、このアンケートの結果、事業に影響がある、そのように答えた宿泊事業者の割合はどの程度だったのでしょうか。

○白木観光スポーツ部次長 市内宿泊事業者に対し、今年の夏に実施いたしましたアンケートによりますと、大きな影響があったとした事業者は２５％、多少の影響があったとした事業者は４０％、影響はないとした事業者は３２％、無回答は３％という結果となっております。

○石川厚子委員 大きな影響があると多少の影響がある、合わせて65%の事業者は影響があるというふうに回答しているわけなんですけれども、具体的にはどのような影響があると回答しているのでしょうか。

○白木観光スポーツ部次長 人手不足の中で宿泊客への説明の手間や対応が増えること、宿泊システム等の改修による費用負担が生じること、また、税負担が増えることによる顧客流出の懸念などが挙げられたところでございます。

○石川厚子委員 宿泊システム等の改修による費用負担があるという回答があったということなんですけれども、この費用負担に対して、市は助成をする、そういった考えはあるのでしょうか。

○白木観光スポーツ部次長 宿泊税制度の導入に伴う宿泊システム等の改修といった事業者の負担に対しまして、具体的な内容につきましては検討中でございますが、助成制度を設ける方向で検討しているところでございます。

○石川厚子委員 助成制度を設けるということなので、そこはぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思います。

次に、修学旅行や宿泊研修など、北海道は課税免除とする予定であることから、旭川も北海道のこの取扱いに準じるとのことなんですけれども、課税免除の対象とならない合宿やスポーツ、文化大会等に参加する学生についてはどうなるのでしょうか。また、妊産婦安心出産支援事業というのがあります。分娩可能な産科医療機関までの距離が遠い地域に住む妊産婦に対して、安心して子どもを産むことができるよう、健診や出産にかかる交通費や宿泊費の助成を行う市町村に、北海道が助成する、こういった事業なんですけれども、この事業の対象者は課税免除の対象となるのでしょうか。

○白木観光スポーツ部次長 課税免除につきましては、旭川市中小企業審議会からの答申内容を踏まえまして、宿泊事業者にとって理解しやすく、負担を軽減するという観点から、制度の簡素化を優先し設けない方向としておりましたが、事業者アンケートにおきまして、75%の事業者が免除の基準を道と合わせるべきとの回答をしていることを踏まえまして、北海道と同じ取扱いとすることとしております。

宿泊税により確保した財源につきましては、滞在型観光への転換や閑散期対策などといった、本市の宿泊者を増やすことや宿泊者へ還元することを目的とした、新規または拡充して実施する取組に活用することを想定しておりますが、課税免除の対象とならない子どもたちの合宿や大会参加のほか、地方からの出産等に伴う宿泊につきましては、宿泊事業者からの要望も踏まえまして、どのような支援策が取れるかについて検討したいと考えているところでございます。

○石川厚子委員 課税免除については北海道と同じ取扱いとするということですが、ほかに、例えば、家族が旭川医大で手術をするために市内のホテルに宿泊する、そういった方もいらっしゃるよね。今朝の道新でも、道内宿泊の3割強は出張などの仕事や通院、介護、帰省など、観光以外が目的だというふうに報道されておりました。仕事はともかくなんですけれども、この、通院や介護といった場合の支援策についても、ぜひ検討していただきたいというふうに述べておきます。

次になんですけれども、報道されておりますように、北海道でも宿泊税を導入する、旭川でもというふうになりますと、北海道、旭川と二重取りというふうになるわけなんですけれども、このよ

うな都道府県というのはほかに例があるのでしょうか。

○白木観光スポーツ部次長 既に宿泊税制度を導入している自治体といたしましては、福岡県と福岡市、北九州市が挙げられます。このほか、宮城県と仙台市においても導入の検討が進められており、仙台市では10月に条例が可決されたところでございます。報道によりますと、県、市、いずれも来年11月から徴収を開始する予定とのことでございます。

○石川厚子委員 福岡県と宮城県ということなんですけれども、ちょっと調べてみました。福岡県の税率は200円なんですけれども、例えば北九州市ですと、市の税率は150円、これ普通に足すと200円と150円で350円になりますよね。ところがこの場合、県の税率が50円になるんですよね。合わせて200円となるんです。

北海道の場合、段階的定額制を取っているために、市町村の税額にかかわらず道の分は2万円未満だったら100円、これが上乗せされるということなんですけれども、このことについてはどのように考えられますか。

○白木観光スポーツ部次長 福岡県では制度を検討する際に、独自に宿泊税を設ける市町村内においては、県の宿泊税率を減らすことで県内の宿泊税額が同一となるよう、福岡市、北九州市と調整が図られたところでございます。宿泊事業者や納税者である宿泊者にとって、宿泊地ごとに税額が異なることは理解を得にくく、事務処理上も煩雑となりかねないという観点から、北海道においても、いわゆる福岡方式での調整をするよう、本市を含め、宿泊税の導入を検討しております道内7市から北海道に申入れを行ったところでございますが、そのような調整は行われなかったものでございます。

○石川厚子委員 福岡方式を取るように道内7市から北海道に対して申入れを行ったけれども、道は首を縦に振らなかったということですね。宿泊税導入に関して、観光客や宿泊客の方にもアンケート調査を行っているんですが、この中で、市町村が取ることで観光振興を図るのは分かるが、道が取るのは理解できない。また、東京や大阪は都府税のみ、道と市で宿泊税を徴収することに対して納得できないといった意見が寄せられております。2019年から定率制を先行導入しております倶知安町では、道の導入に反発しているというふうに報道もされております。

次に、この旭川市は宿泊税を徴収することにより、観光基本方針で定めている目指すべき将来像、旭川市が世界中から訪れたい観光地、このように発展していくのでしょうか。

○白木観光スポーツ部次長 本市が持つ都市基盤ですとか、周辺地域を含めた豊かな自然、スキーなどに最適な雪質やアクセスのよさ、多彩な食、アイヌ文化、旭川家具といった、産業・文化などがコンパクトにまとまっている地域はほかにはない魅力である一方、宿泊税の使途として想定しております受入れ環境整備などの来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり、閑散期対策等の誘客の促進、滞在日数の延伸につながる仕組みづくり、人材不足の解消や緊急時における事業者支援などの持続可能な観光づくりといった支援策は、なお不足している状況にございます。これらを実施することによりまして、観光基本方針で定める、世界中から訪れたい観光地へと発展していくものと考えております。

○石川厚子委員 本当にね、旭川市が世界中から訪れたい観光地へ発展していけば、それはそれで越したことはないと思うわけなんです。現在、旭川市宿泊税条例（案）骨子に対して、パブリックコメントを実施しているところなんですけれども、観光振興条例第12条の規定に基づき宿泊

税を課するとありますが、この観光振興条例第12条には、市は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財源上の措置を講ずるよう努めるものとするとあるんですよね。主語は市なんですよ。必要な財政上の措置を講ずるのは、観光客・宿泊客ではなく市ではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○菅原観光スポーツ部長 観光は裾野が広く、経済波及効果の大きい産業であることから、誘客を促進し、宿泊者が増えていくよう観光振興を図ることで、将来にわたって本市全体の発展が見込めれると考えております。先ほど、次長からも答弁させていただきましたとおり、厳しい財政状況の中では本市の観光における課題を解決し、観光振興を図るための事業を拡充するには財源が不足しているというような状況でございます。そのための投資には、市民だけではなくて本市に宿泊される方からも一部を負担していただくことで、安定した自主財源を確保した上で取り組むことが必要と考えているところでございます。

○石川厚子委員 重ねて言いますけど、この観光振興条例第12条の観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする、これ誰かっていうと主語は市なんですよね。重ねてお尋ねしても、これ以上の答弁は出ないと思うのでやめますけれども、北海道が2026年4月からですか、導入する予定なので、それに便乗しようという魂胆なのだろうというふうには思いますけれども、宿泊税の導入については慎重にすべきと申し述べて、質疑を終わらせていただきます。

○菅原委員長 他に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ発生について、理事者から報告願います。

○林農政部長 市内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ発生について、資料に基づきまして御報告申し上げます。

令和6年11月11日月曜日、市内の養鶏場で死亡家禽が多数発生したことから、上川家畜保健衛生所が簡易検査を実施し、A型インフルエンザ陽性を確認いたしました。その後に実施した遺伝子検査等の結果を踏まえ、翌12日火曜日午前1時に、国が高病原性鳥インフルエンザ発生を判定、同日午前1時40分から、北海道が主体となり、4万4千414羽の殺処分作業を開始いたしました。翌日13日水曜日午前8時には殺処分作業が終了し、その後、鶏舎等の清掃及び消毒、廃棄物の埋却等を行い、16日土曜日午後1時に、発生農場における全ての防疫措置を終了いたしました。

この間、11日月曜日に市長を本部長とする旭川市高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を立ち上げ、北海道の要請に基づき、12日火曜日から14日木曜日にかけて防疫作業に61人、健康調査に8人の市職員が協力したところであります。

今後の対応につきましては、16日土曜日以降、発生農場において1週間ごとに2回の消毒作業を行っておりまして、21日間経過後の12月8日日曜日に、制限区域を含めた防疫措置が終了し、その後、7日間の監視を継続して、12月16日月曜日に全ての防疫作業が終了する予定となっております。

なお、防疫措置に従事した職員は、作業後に保健師による問診を受けまして、業務終了後10日間は、各所属長が鳥インフルエンザの感染を疑うような症状がないか健康観察を行い、既に10日間が経過しましたが、感染を疑うような事例は発生しませんでした。また、精神的な不調があった場合には、職員健康管理室または健康推進課にて相談を受ける体制といたしております。

その他、高病原性鳥インフルエンザ発生に関わり、15日金曜日までに、卵の安全性や発生農場に関する問合せが計11件ございました。

埋却場所は市有地内となっており、北海道は、防疫措置により周辺環境の影響を調査するため、埋却後から約3か月間、計5回、近隣の河川で水質検査を実施することとしております。

以上が、旭川市内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ発生と今後の対応の概要となっております。

報告は以上でございます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、東光スポーツ公園球技場に係るネーミングライツの募集について、理事者から報告願います。

○富岡土木部長 東光スポーツ公園球技場に係るネーミングライツの募集につきまして御報告いたします。

配付させていただいております資料を御覧いただきたいと思います。現在、本市のネーミングライツといたしましては、道北アークス大雪アリーナ、リクルートスタッフィング リック&スー旭川体育館の2施設で実施しておりますが、令和7年度から、東光スポーツ公園球技場におきましても、ネーミングライツを導入しようとするものでございます。

このたび、市内企業からネーミングライツの募集に関する問合せがあり、特にフットボール用競技施設を希望する旨の意向を受けまして、複数の施設の中から、最も利用頻度が高い東光スポーツ公園球技場を対象として、ネーミングライツスポンサーを募集することといたしました。

募集に当たりまして、最低応募金額につきましては、既に導入済みの施設の金額を参考として、本施設の利用者数等に基づき算出し、税別年額110万円に設定しており、契約期間は令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間としております。

今回の募集につきましては、10月30日に開催をいたしました、旭川市緑の審議会で意見をお聞きした上で進めておりまして、11月25日から12月25日までの1か月間を募集期間としております。

募集期間終了後、1月に審査委員会を開催して優先交渉権者を決定し、相手方と協議を行った上で、2月中旬までに契約を締結し、公表いたします。その後、市側といたしましては、施設パンフレットや市のホームページ等を修正し、ネーミングライツスポンサー側は、施設内外の看板の設置を行い、来年4月1日から愛称の使用を開始することを予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時42分